

# 木更津市立真舟小学校 「いじめ防止対策基本方針」

令和7年 4月 1日

## 1 いじめ防止に関する基本理念

いじめは子どもたちの未来を奪い取る決して許されない行為です。

また、どの学校でも、どの子にも起こりうるものであり、未然防止に全力で取り組んでいかなければなりません。そして、早期発見、また起こってしまった場合の解消に対して最大限の努力を続けなければなりません。

真舟小学校では、「いじめ防止対策推進法」を遵守します。そして、この法の精神に則り、子どもたちの安全の確保およびいじめの防止、発見、解消に全職員で取り組み、子どもたちが安全・安心に学校生活を送れるように、明るく、楽しい学校づくりを目指します。

木更津市では、「家庭、地域社会、学校・行政によるトライアングル子育て運動」を通し、「やさしい心」「ルールを守る心」「一生懸命取り組む心」を持った子どもたちを育てていくことを教育の基盤としています。

真舟小学校は、「和合の心を育む」ことを学校経営の基本理念としています。そこで、学校教育目標である「自分の力で考え、行動する児童の育成」のもと社会の中でより良く生きていける力を育てることで、いじめと向かい合い、いじめを決して許さない学校を目指します。

## 2 いじめの定義

いじめについては、いじめ防止対策推進法に以下のように定義されています。

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（第二条）

また、具体的には、以下の8つの項目が示されています。

- (1) 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
  - (2) 仲間はずれや集団による無視をされる。
  - (3) 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
  - (4) ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
  - (5) 金品をたかられる。
  - (6) 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
  - (7) 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
  - (8) パソコンや携帯電話、スマートフォン等で、誹謗中傷やいやなことをされる。
- (出典 文部科学省 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査より)

真舟小学校では上記の8項目はもちろん、その他のことにおいても、児童本人が「つらい。苦しい。」と感じていることについて、いじめの可能性を考えて対応していきます。また、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害に着目し、いじめに該当するか否かを判断し、対応します。

### 3 学校いじめ対策組織について

真舟小学校では、学校いじめ対策組織について以下のように定めます。

- (1) 名称＝真舟小学校生徒指導・いじめ防止対策推進委員会
- (2) 構成＝校長，副校長，教頭，教務主任，生徒指導主任，生徒指導副主任，いじめ対策担当，養護教諭，学年主任，当該学級担任，学校評議員  
※ 対応事例によって，学校区のスクールカウンセラー，外部専門機関（市教育委員会，まなび支援センター，警察等関係機関等）の職員が加わる。
- (3) 役割＝学校におけるいじめの防止，早期発見，対処等の組織的な対応を行う。いじめに関する相談窓口。
- (4) 連絡先＝0438－36－0058 （担当 教頭）

### 4 いじめの未然防止について

いじめを発生させない学校づくりのためには，児童一人一人の「やさしい心」をより大きく育む必要があります。その心を育むべき教職員の不適切な発言や体罰は，いじめの発生を助長するものであって決して許されることではありません。

真舟小学校では，それらの行為の撲滅と同時に，児童間における相手を傷つける言動，暴力的な言動をなくすために，全職員，全児童が一体となって取り組みます。また，「やさしい心」の源となる「自己肯定感」を全ての児童が持てるよう，以下のことを実施します。

- (1) 児童一人一人に「自己存在感」を持たせる場面や「自己決定」の場面を与える等の取り組みを重視した「わかる授業」の展開
- (2) 千葉県いのちを大切にするキャンペーンと連動し，全学年でいじめについて考える道徳教育，学級活動の実施
- (3) 児童会活動を中心とした全校によるいじめ撲滅運動等の実施
- (4) 千葉県いじめゼロ宣言の活用
- (5) 「なかなかやルー運動」の推進（自己肯定感を高める取り組み）

### 5 いじめ早期発見について

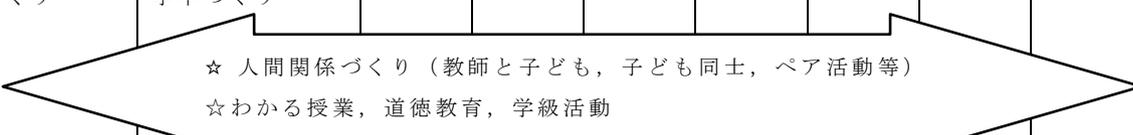
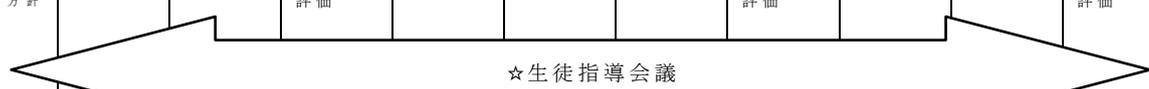
いじめはどの学校でも，どの子にも起こる可能性があります。早期発見のために，真舟小学校では以下の取り組みを実施します。

- (1) 「真舟小学校生活アンケート」の実施（6月，11月，2月）
- (2) 「真舟っ子生活振り返りシート」の実施（毎月）  
※ 学校生活全般に関するアンケートですが，いじめについても調査します。
- (3) 「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン チェックリスト」（教職員）の実施
- (4) 家庭訪問や保護者面談時の保護者の方への聞き取り調査  
※ いじめについて心配なことがないか確認します。  
※ この時期に限らず，相談については上記「真舟小学校生徒指導・いじめ防止対策推進委員会」で随時受け付けます。

(5) 教育相談週間の設定および学級担任による学級全ての児童との2者面談の実施  
(每学期)

※ 担任以外の職員と面談を希望する場合も対応します。

### ☆年間計画

	4月	5月	6月	7月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
取り組み 未然防止に向けた	学級づくり		学年づくり		<div style="text-align: center;">  <p>☆ 人間関係づくり (教師と子ども, 子ども同士, ペア活動等)</p> <p>☆ わかる授業, 道徳教育, 学級活動</p> </div>						
取り組み 早期発見に向けた	家庭確認		アンケート	教育相談 個人面談							
職員室・対応チーム等	職員会議 (基本方針 提案)			取り組み 評価				取り組み 評価			取り組み 評価
	<div style="text-align: center;">  <p>☆ 生徒指導会議</p> </div>										
				職員研修				職員研修			次年度計画

## 6 いじめの防止等に関する措置

真舟小学校として、以下に示す特に配慮が必要な児童については、教職員が個々の児童の特性を理解し、情報を共有して学校全体で注意深く見守り日常的に適切な支援を行います。さらに、保護者との連携や周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行い、いじめの未然防止・早期発見に取り組みます。

- ・ 発達障害を含む、障害のある児童については、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、当該児童のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行います。
- ・ 海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者をもつなどの外国につながる児童は、言語や文化の差から、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意します。
- ・ 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童については、性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知します。
- ・ 震災等により被災した児童が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払います。

## 7 いじめの解消について

国のいじめ基本方針には、いじめが「解消している」状況について以下のように示しています。真舟小学校でも、この方針に準じて判断していきます。

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされる場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

- (1) いじめに係る行為の解消：被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。
- (2) 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと：いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

(文部科学省「いじめの防止等のための基本的な方針」平成29年3月14日最終改定より)

上記のいじめが「解消している」状況は、あくまで一つの段階に過ぎず、再発の可能性は十分にあり得るということを踏まえ、日常的に注意深く児童とともに生活していきます。

## 8 いじめの相談、通報について

「いじめについて相談することや通報することは適切な行為であり、決して卑怯な行為ではない。いじめを受けて苦しんでいる児童を救うだけでなく、いじめを行っている児童をも救う行為である。」ということを経験活動全体を通して児童に伝えていきます。真舟小学校では、いじめの相談、通報窓口を以下のように定めます。

- (1) 児童の相談窓口＝学級担任およびいじめ相談担当職員（いじめ対策担当）  
※ 窓口として定めてありますが、全ての職員で対応します。
- (2) 保護者からの相談窓口＝真舟小学校生徒指導・いじめ防止対策推進委員会  
○ 連絡先＝真舟小学校 0438-36-0058（担当 教頭）  
※ 児童の相談窓口同様、全ての職員で対応します。
- (3) その他（学校外の相談先）
  - ① 24時間いじめ相談ダイヤル＝0120-0-78310  
※ 24時間、365日子どもたちが全国どこからでも、夜間、休日含めて、いつでもいじめ等の悩みをより簡単に相談することができるよう全国統一の電話番号を設定されている。このダイヤルに電話すれば、原則として電話をかけた所在地の教育委員会の相談機関に接続されます。
  - ② 木更津市教育委員会学校教育課＝0438-23-5264

## 9 いじめを認知した場合の対応について

いじめを認知した場合、「被害児童の安全を最優先に考える」「早期対応，早期解決」の2つを柱とし，以下のように対応します。

- (1) 真舟小学校生徒指導・いじめ防止対策推進委員会（以下，対策推進委員会）を招集し，被害児童への聞き取りを行う職員，場所，時間等を検討し，決定する。
  - ※ 被害児童が安心して話せるよう，また話したことで被害児童が追い詰められることがないように，被害児童の保護を最優先に検討します。
- (2) 被害児童からの聞き取り調査をする。
  - ※ 被害児童の安全を約束したうえで，対策推進委員会によって決定した方法で聞き取りを行います。
  - ※ 被害児童が何に苦しんでいるのかを児童の立場に立って聞き取ります。
  - ※ 被害児童が望んでいること，望んでいないことを確認します。
  - ※ 今後の対応について本人および保護者に連絡することを確認します。
- (3) 対策推進委員会において聞き取り内容を検討し，対応策の方針を決定する。（被害児童からの聞き取り内容を整理し，加害児童，周辺児童への聞き取り調査を行う職員，場所，時間等を検討）
  - ※ 被害児童の安全に細心の注意を払い，被害児童の望みも考慮したうえで方針を立てます。
- (4) 被害児童からの聞き取り内容と現時点での方針を保護者に連絡する。
  - ※ 保護者および被害児童の意向を確認したうえで，原則として家庭訪問を行い，現時点での本人からの聞き取り内容，対策推進委員会での方針を説明します。
  - ※ 保護者および被害児童の意向に十分配慮しながら，今後の方針についての確認をします。
- (5) 対策推進委員会において保護者および被害児童の意向を再確認のうえ，対応策を決定する。
- (6) 加害児童，周辺児童への聞き取り，被害児童の見守りを行う職員，場所，時間等を検討し，決定する。
  - ※ 聞き取りによって，被害児童が加害児童や周辺児童から不当な圧力を受けることがないように慎重に方法を決定し，被害児童の見守りを継続的に行います。
  - ※ 聞き取りについては複数の職員で対応し，記録を保存します。
- (7) 保護者および被害児童へ連絡する。
  - ※ 対応の状況，被害児童の学校での様子等を定期的に連絡するとともに，家庭での児童の様子を聞き取り，安全，安心の確保がなされているか確認します。

## 10 加害児童および周辺児童への指導と被害児童への配慮について

加害児童および周辺児童への指導についても、被害児童の安全・安心を最優先に考えたうえで継続的な指導を行います。

### (1) 加害児童への指導

※ 加害児童一人一人と継続的に個人面談指導を行います。対策推進委員会によって決定された複数の職員によって、被害児童の立場に立って考えることができるようになることを指導の中心として対応します。

※ いじめ防止対策推進法第二十五条および第二十六条を根拠とし、被害児童の安全を最優先するための措置をとる場合があります。

- ① 校長及び職員は、当該学校に在籍する児童等がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、学校教育法第十一条の規定に基づき、適切に、当該児童等に対して懲戒を加えるものとする。(第二十五条)
- ② 市町村の教育委員会は、いじめを行った児童等の保護者に対して学校教育法第三十五条第一項(同法第四十九条において準用する場合を含む。)の規定に基づき当該児童等の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童等その他の児童が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずるものとする。(第二十六条)

### (2) 周辺児童への指導

※ 周辺児童をグループに分けたうえで、面談指導を行います。加害児童への指導と同様に被害児童への配慮を指導の中心とします。

### (3) 被害児童への見守り体制の強化

※ 加害児童および周辺児童への指導直後は、被害児童の緊張が高まることから予想されるため、登下校や休み時間、清掃時間等の見守りを強化し、いつでも助けを求めることができることを本人に伝えます。

### (4) 被害児童が安心して学習できる場所の提供と心のケア

※ 被害児童の精神的負担が大きく、学級での学習が難しい場合には、安心して学習できる場所を設定し、学習権を保証します。また、必要に応じてスクールカウンセラーによるカウンセリングを要請します。

### (5) 加害児童および周辺児童の保護者に対する連絡および協力依頼

※ 保護者に指導内容を連絡するとともに、児童の心のケアと成長を促すための助言を行い、学校と協力体制をとるよう依頼します。

## 11 重大事態の定義について

いじめにおける「重大事態」とは、いじめ防止対策推進法において、以下のように定められています。

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、重大事態として対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき。
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。

学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。(第二十八条)

※ 重大事態の「疑い」があった場合や児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という連絡を受けた場合にも、原則として重大事態として報告・調査等に当たります。

## 12 重大事態への対応について

万が一、重大事態が発生した場合には、原則として以下の手順により対応します。

- (1) 対策推進委員会（外部専門機関を含む）を招集し情報の収集と事実の確認
  - 最初に事実を確認した者（連絡を受けた者）は、教頭に連絡。
  - 教頭は校長に報告すると同時に対策推進委員会を招集。
  - 校長は市教育委員会に報告し、支援チームを要請。
  - 市教育委員会から教育長へ報告。教育長から市長へと報告。
  - 状況によって校長もしくは木更津市教育委員会から木更津警察署へ連絡。
    - ※ 緊急時には、対策推進委員会の速やかな招集のため臨機応変に対応します。
- (2) 学校の設置者（木更津市）による調査主体の決定
  - いじめ防止対策推進法第二十八条を根拠とし、「学校が調査主体」となって調査を進めるか、「学校の設置者が調査主体」となって調査を進めるかを決定。
    - ※ 以下のような状況の場合には、「学校の設置者」が調査主体となります。

- ① 従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果が得られないと設置者が判断する場合。
- ② 学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合。

- (3) 決定された調査主体による事実関係を明確にするための調査の実施
- ※ この調査は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校、教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にするために行います。因果関係の早急な特定ではなく、客観的な事実関係を速やかに調査することを目的とします。同時に、民事、刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校とその設置者が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図ることが目的となります。
  - ※ この調査のなかで行われた「聞き取り調査」および「アンケート調査」は、被害を受けた児童やその保護者に提供する場合があります。その旨を説明したうえで実施します。
- (4) いじめを受けた児童及びその保護者に対する情報の提供
- ※ 調査により明らかになった事実関係について、経過報告を含め、情報を適切に提供します。
  - ※ 提供される情報については、関係者の個人情報が多分に含まれる可能性が高いため、被害児童及び保護者の理解を得たうえで、情報提供者の安全に配慮し、慎重に進めていきます。
- (5) 自殺の背景調査における留意事項
- ※ 児童の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要です。この調査においては、亡くなった児童の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行います。
  - ※ いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、第二十八条第一項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、以下の事項に留意の上、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版平成26年7月1日）」を参考とします。

- 背景調査にあたり、遺族が当該児童を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。なお、児童の自殺に直面した遺族の心情は、時間の経過とともに揺れ動くことも多いため、定期的なかかわりの中で、心情の変化にもしっかりと寄り添う必要がある。
- 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- 死亡した児童が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、学校又は教育委員会は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聞き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- 詳しい調査を行うに当たり、学校又は教育委員会は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り、遺族と合意して必要がある。

- 調査を行う組織については、学校いじめ防止対策推進委員会やいじめ対策専門委員会を充て、当該調査の公平性・中立性を保つようとする。
- 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努める。
- 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。
- 学校が調査を行う場合においては、教育委員会は、情報の提供について必要な指導及び支援を行う。
- 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないように留意する。なお、亡くなった児童の尊厳の保持や、児童の自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要である。

(6) 調査結果の報告

- 学校が調査主体となった場合は、市教育委員会に結果を報告。
- 学校の設置者が調査主体となった場合は、市長に結果を報告。  
 ※ 被害児童およびその保護者が希望する場合には、被害児童およびその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添えて報告します。

(7) 調査結果を踏まえた必要な措置

- 上記「10 加害児童および周辺児童への指導と被害児童への配慮について」における対応を実施。
- 状況に応じ関係諸機関に支援職員を要請し、重点的な支援の実施。  
 ※ 木更津市教育委員会およびまなび支援センターに支援職員の派遣を要請。  
 ※ 千葉県教育庁南房総教育事務所に生徒指導専任指導主事の派遣を要請。  
 ※ 千葉県教育庁南房総教育事務所にスーパーバイザーの派遣を要請。  
 ※ 千葉県警察本部少年課少年センターにスクールサポーターの派遣を要請。

### 13 公表，点検，評価，改訂について

真舟小学校いじめ防止対策基本方針（以下，いじめ防止対策基本方針）の公表，点検，評価について以下のように定めます。

#### <公表>

- いじめ防止対策基本方針を全ての家庭に配付すると同時に，学校ホームページにて公開します。

#### <点検，評価>

- 年度毎に，学校のいじめに対する取り組みを評価し，必要に応じていじめ防止対策基本方針の見直しを検討します。
  - ※ 児童，保護者（PTA 役員），所属職員にアンケート調査を実施し，改善が必要な部分を確認します。
  - ※ 学校評議員会議にて評議員による点検，評価をお願いします。

#### <改訂>

- 以下の場合にいじめ防止対策基本方針の改訂を行います。
  - （1）学校長により改訂の必要が認められた場合
  - （2）上記<点検，評価>において，必要が認められた場合
  - （3）文部科学省によって「いじめ防止対策推進法」および，「いじめ防止対策推進法に関する方針等」の改訂があった場合
  - （4）千葉県において「いじめ防止対策基本方針」が策定および改訂された場合
  - （5）木更津市において「いじめ防止対策基本方針」が改訂された場合